

子育て・教育

スマイル講座 「子育てで大切にしたいこと」

1月18日(水) 午後2時～3時30分
東部子ども家庭支援センター◇子どもとの関わりや成長で大切なことを学ぶ。絵本をプレゼント。講師…(一社)親と子どもの臨床支援センター代表理事/帆足暁子氏◇区内在住で1歳7か月未満児の保護者。参加は東・西子ども家庭支援センター合わせて子ども1名につき1回◇12名
☎8名。5か月以上1歳7か月未満。5か月未満は親子同席。
☎12月9日午前10時から電話で当センター☎5980-5275へ。直接窓口申込みも可※先着順。

くらし等

弁護士によるとげぬき地蔵尊無料法律相談・遺言相続セミナー

12月14日(水) ①法律相談…午後1～5時、②セミナー…第1部/午後1時から、第2部/午後2時30分

ら とげぬき地蔵尊高岩寺信徒会館(巣鴨3-34-4)◇①相続、遺言などの法律相談、②「今から始める老いじたく」。相続、後見などについて◇②各回15名

☎①電話で第二東京弁護士会☎3581-2250へ(平日午前10時～午後4時30分)、②は当日先着順受付。

まちづくり

用途地域等の一括変更に関する都市計画案の縦覧・意見募集

◇対象計画案…①区域区分、用途地域、②高度地区、特別用途地区、防火地域及び準防火地域
◇対象区域…東京都市計画区域
◇縦覧期間…12月15日まで
◇縦覧場所…①東京都都市整備局都市計画課および豊島区都市計画課、②豊島区都市計画課
◇対象者…区域内在住または利害関係のある方
◇意見書の提出方法…ご意見(書式自由)、住所、氏名を記入し、12月15日(消印有効)までに、①は東京都都市整備局都市計画課へ持参、②は郵送かファクスかEメールで「豊島

区都市計画課☎3980-5135、EMA0022603@city.toshima.lg.jpへ。直接窓口へ持参可。

☎①東京都都市整備局都市計画課☎5388-3225、②豊島区都市計画課☎4566-2632

不燃化特区内における助成制度

「燃え広がらない・燃えないまち」にするため不燃化特区制度による建築物の不燃化を促進しています。区内5地区の不燃化特区内では、老朽建築物の取り壊しや建替えの経費を一部助成します。また老朽建築物除却後の土地、建替え後の住宅について固定資産税・都市計画税の減免の制度があります。

◇助成制度…①取り壊し・更地化に対する助成、②戸建建替えに対する助成※いずれも床面積に応じた限度額あり。取り壊し前に要申請。

☎地域まちづくり課事業調整グループ☎3981-1464

◇固定資産税・都市計画税の減免について…対象/①老朽建築物除却後の土地、②不燃化特区内において建替えを行った住宅※減免の手続きに必要な適正管理証明書の申請は豊島区で1月から受付開始。

☎豊島都税事務所固定資産税班☎3981-5336

豊島区景観資源指定のアンケート

景観計画の実現に向けて展開する景観施策として、「豊島区景観資源の指定」の制度があります。景観審議会やデザイン検討部会で検討し選んだ指定候補6か所から、皆さんにアンケートで1か所選んでいただき、結果をもとに最終的に指定する箇所を決めます。ご協力をお願いします。詳細は2次元コード参照。
☎届出・許認可グループ☎4566-2633



健康

理学療法士による健康講座(首・肩講座)



12月19日(月) 午後1時30分～2時30分 高田介護予防センター◇腰痛予防の体操レクチャー◇区内在住で65歳以上の方◇14名

☎12月5日午前11時から電話で当センター☎3590-8116へ※先着順。

人事行政の運営と給与・定員管理の状況をお知らせします

「豊島区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、区の人事行政の運営と給与・定員管理の状況および23区が共同で設置している特別区人事委員会の業務状況などをお知らせします。

詳細は豊島区人事白書参照。白書は区ホームページか情報公開コーナーで閲覧できます。
☎人事グループ☎3981-1247



人事行政の運営の状況

◆職員の採用と退職の状況

採用(4年度)	事務	福祉	一般技術	医療技術	技能	教員	計
	62人	30人	7人	10人	0人	1人	110人
退職(3年度)	定年	勲奨	普通	死亡	計		
	65人	22人	22人	2人	111人		

◆主な休暇等の状況

年次有給休暇	平均取得日数は15.0日
育児休業	令和3年度の新規取得者数は56人(うち、男性職員18人)、平均取得日数は443日

◆勤務成績の評定

令和3年度は、管理職員については「職務目標の達成」および「職員の指導・育成にかかる成果等」についての評定を行いました。また、一般職員については、「業績」、「能力」および「態度」の評定を行いました。

定員の状況

令和4年度の職員数は、2,010名となりました。人件費の健全化等を見据えつつ、複雑化・多様化する行政ニーズに的確に応えるため、柔軟な職員配置を進めていきます。

◆職員数の推移

計画年度	28年度	29年度	30年度	元(31)年度	2年度	3年度	4年度
職員数	1,971人	1,970人	1,973人	1,985人	2,013人	2,009人	2,010人
増減	1人	△1人	3人	12人	28人	△4人	1人

給与の状況

地方公務員の給与は、地方公務員法により、生計費、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとされています。

23区では、法律に基づき設置された特別区人事委員会が、毎年、23区内の民間企業の給与などを調査し、民間従業員の実態と合うように、区に対して給与の勧告などをします。区では、これに基づき、区民の代表である区議会の審議、議決を経て、条例で給与を決定します。このように、職員の給与は、民間企業の給与水準を適正に反映するものとなっています。

◆人件費

◆(各年度普通会計決算)					
区分	住民基本台帳人口(各年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費比率 B/A
2年度	286,596人	1,502億円	39億円	240億円	15.9%
3年度	283,595人	1,437億円	26億円	233億円	16.2%

◆職員給与費

◆(各年度普通会計決算)						
区分	職員数(A)	給与費			1人あたり給与費 B/A	
		給料	職員手当	期末・勤労手当	計(B)	
2年度	1,910人	68億円	25億円	33億円	126億円	6,609千円
3年度	1,911人	67億円	25億円	31億円	123億円	6,442千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

◆職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額 (令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.4歳	304,220円	412,900円
技能労務職	55.3歳	299,900円	409,300円
教育職(幼稚園)	32.4歳	276,543円	375,798円

(注) 1. 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均額です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と地域手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当などの諸手当の額を合計したものの平均額です。
3. 令和4年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の月額です。

◆職員の初任給月額

◆(令和4年4月1日現在)		
一般行政職	I類	183,700円
	Ⅲ類	147,100円
技能労務職		142,500円

◆期末手当・勤労手当

◆(令和4年4月1日現在)		
支給割合	期末手当	勤労手当
	2.40月分(1.35月分)	2.05月分(1.0月分)

(注) 1. 令和4年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の状況です。
2. 期末・勤労手当の支給割合は一般職員の例です。
3. 期末・勤労手当の()内は再任用職員に係る支給割合です。

◆退職手当 (令和4年4月1日現在)

区分	自己都合	勲奨・定年	
(支給率)	勤続20年	18.00月分	24.55月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分
	最高限度額	39.75月分	47.70月分
その他の加算措置	早期退職者割増制度(50歳以上かつ勤続25年以上年2%加算)		
1人あたり平均支給額	2,817千円	20,506千円	

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、3年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

◆地域手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績		1,554,937千円
1人あたり平均支給額	年額	740,446円
	月額	61,704円

◆超過勤務手当 (3年度決算)

支給実績	501,950千円
1人あたり平均支給月額	21,000円

◆特殊勤務手当 (3年度決算)

支給実績	30,678千円
支給職員の割合	16.0%
1人あたり平均支給月額	10,460円
手当の種類(手当数)	5種類

◆その他の手当 (令和4年4月1日現在)

区分	内容および支給単価	国の制度との異同	支給実績	支給職員1人あたり平均支給額(3年度決算)	
扶養手当	配偶者	6,000円	異なる	106,276千円	187,435円
	子	9,000円			
	その他父母等	6,000円			
	満16歳年度の初め～満22歳年度末までの子に係る加算	4,000円			
住居手当	借家(間)居住(注1)	27,000円(最高)	異なる	77,587千円	177,952円
	配偶者等が借家(間)に居住する単身赴任手当受給職員	13,500円(最高)			
通勤手当	支給限度額	55,000円	同じ	296,970千円	165,535円

(注) 1. 月額27,000円以上の家賃を支払っている職員が対象となります。
2. 令和4年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の状況です。

◆特別職の報酬等 (令和4年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	地域手当	月額計	期末手当(支給割合)
給料	区長	974,800円	194,960円	1,169,760円
	副区長	828,600円	165,720円	994,320円
報酬	議長	888,300円	—	888,300円
	副議長	778,200円	—	778,200円
	議員	602,100円	—	602,100円